

みんなで創るみんなの東村山

東村山市市民提案型公益活動事業支援
のご案内



平成29年度

東村山市 市民部 市民協働課

I 東村山市市民提案型公益活動事業支援の目的

市民活動団体の専門性や柔軟性等をいかした事業を支援することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題解決や価値向上につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指すことを目的とします。

※公益的とは団体の活動によって利益を受けるものが特定されず、広く社会一般の利益となることをいいます。

II 支援内容

予算の範囲内で1事業につき**上限20万円**の補助金を交付します。

また、同一事業に対し**最長3年間**まで補助金の申請をすることができます。

ただし、2年次の上限は二分の一（10万円）、3年次の上限は四分の一（5万円）とします。

III 応募内容

1 応募対象となる事業

応募対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものです。

- (1) 市内で実施される事業
- (2) 市民サービスの向上や地域課題の解決につながる事業
- (3) 市民活動団体の専門性、柔軟性を活かした新たな視点をもった事業
- (4) 人員計画、実施予定及び予算の見積もり等が適正である事業
- (5) 長期的な継続が可能と見込める事業
- (6) 既存事業である場合はレベルアップ要素を含む事業

※上記にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象になりません。

- ・営利活動、政治活動、宗教活動または選挙活動を目的とするもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・他の補助金・助成金の交付を受けるもの

2 応募対象となる団体

応募対象となる団体は、次に掲げる要件の全てを満たすものです。

- (1) 市内で市民活動を行っていること
- (2) 定款、規約又は会則等を有すること
- (3) 5名以上で構成されていること
- (4) 原則として1年以上継続して活動していること
- (5) 暴力団の活動を助長する、又は暴力団の運営に資することとなる活動をしていないこと

IV 選考審査

1 選考審査で行うこと

対象事業の候補を選定します。審査基準に基づき審査し、支援を行う事業の候補として優先順位を決定します。

2 選考審査の方法

選考審査は2段階で行います。

(1) 応募書類による審査

事務局にて応募事業が必要要件を満たしているか等を書類審査します。

(2) 公開プレゼンテーション

東村山市市民提案型公益活動事業選考会（構成員：市民、学識経験者、社会福祉協議会職員、市職員）にて（1）を通過した事業に対し支援を行う優先順位を決定します。ただし、公開プレゼンテーションにおいて規定の評価点に達しないものについては不適合とします。なお、同一団体から複数の応募があった場合、その団体から応募のあった事業のうち不適合とならなかった事業において最も評価点の高い事業のみ、支援対象事業とみなさせていただきます。

3 選考審査の項目

審査は次の5項目について評価します。

- (1) 先駆的であり、将来性のある事業であるか
- (2) 市民ニーズや地域性に適合した特長のある事業であるか
- (3) 事業計画及び収支予算に現実性があり、自助努力の工夫がなされているか
- (4) 事業の実施により相当の効果が期待できるか
- (5) 事業を継続できる可能性が期待できるか

※既存事業である場合はレベルアップ要素について審査します。

V 提案事業対象経費

対象となる経費は、事業実施に必要な経費から、当該事業の実施に伴う収入額を差し引いた経費です。

対象経費		補助基準
項目	内容	
人件費	事業実施のために雇用した者に関する経費	対象経費の全額
謝礼金	講師、アドバイザー等外部の専門家の謝礼に関する経費	
交通費	講師、アドバイザー等の移動に関する経費	
消耗品費	会議、イベント、資料作成等に必要な文具等に関する経費	
印刷製本費	ポスター、パンフレット等のコピー又は印刷に関する経費	
通信運搬費	事業に係る通知、資材等の送付に関する経費	
保険料	ボランティア保険、行事保険等保険加入に関する経費	
使用料	会場使用に関する経費	
賃借料	機材等の借受けに関する経費	
備品費（1年次の経費に限る。）	事業に必要な机、OA機器等比較的長期間の使用に耐えるものに関する経費	対象経費の2分の1の額
工事費等（1年次の経費に限る。）	事業に使用する建物の改修に関する経費	

ただし、次のものは対象となりません。

- (1) 団体の経常的な運営に係る人件費
- (2) 施設の維持管理等に係る経費
- (3) 飲食費
- (4) 記念品の購入等に係る経費
- (5) その他補助金の使途として不適切と認める経費

Ⅵ 応募方法

1 応募書類

事業受付時にご提出いただくもの

- (1) 公益活動に関する企画書

書類審査通過後にご提出いただくもの

- (2) 公益活動に関する収支計画書
- (3) 申請団体の概要を記載した書類
 - 定款・規約・会則等
 - 役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

※応募書類は返却しません。

※応募書類は市のホームページからダウンロードできます。

「トップページ」→「くらしの情報」→「市民活動・市民協働」→「協働事業の推進」
→「東村山市市民提案型公益活動事業支援」

2 応募書類の配布場所

市民部 市民協働課 (市役所本庁舎1階)

開庁日の午前8時30分～午後5時

3 応募期間

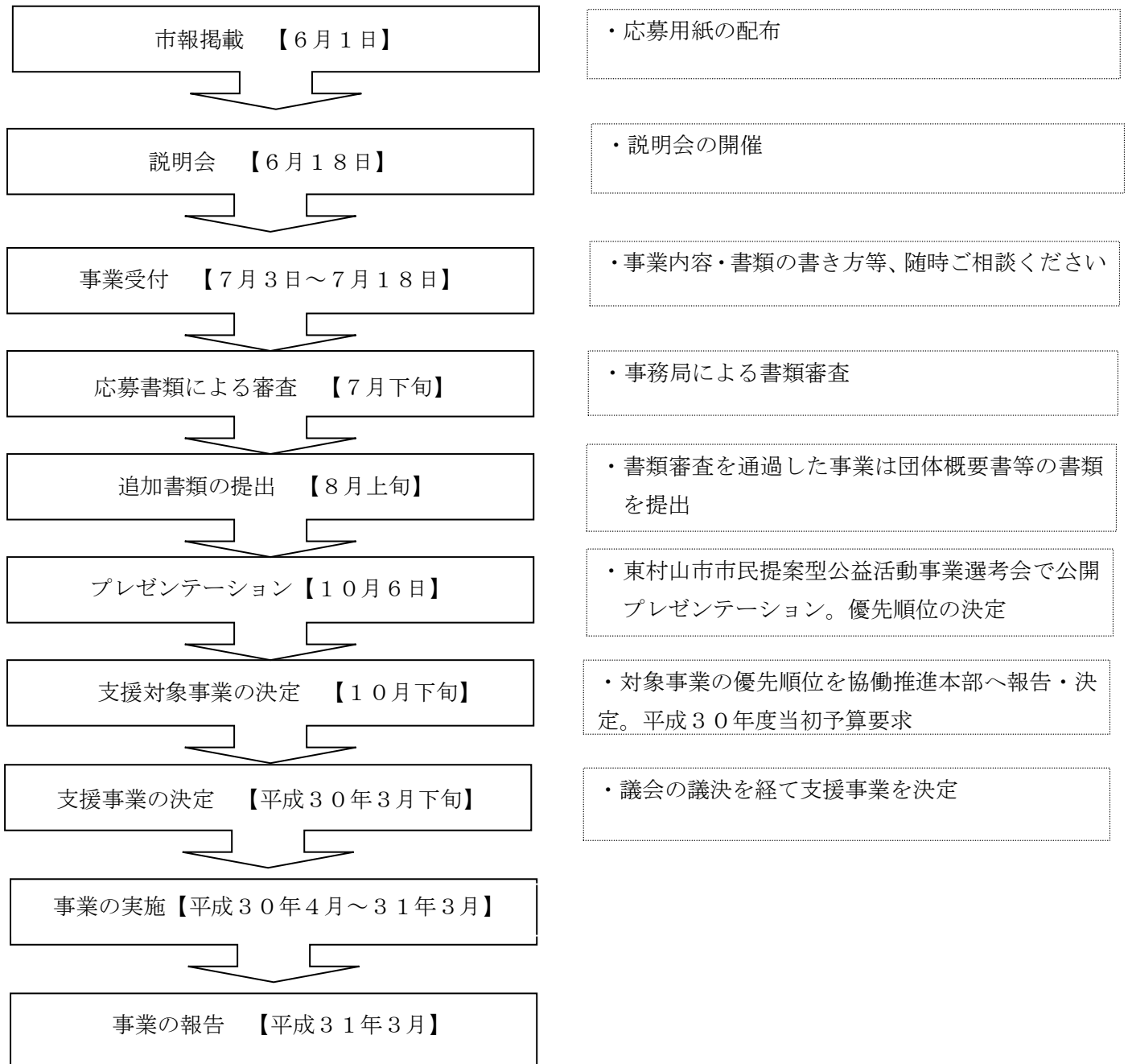
- (1) 応募期間

平成29年7月3日(月)～平成29年7月18日(月)

- (2) 受付

東村山市 市民部 市民協働課 窓口：開庁日の午前8時30分～午後5時

4 日程



VII 補助金の交付の決定

平成30年度予算確定後、支援対象となった事業は補助金交付申請書を提出してください。その後、補助金の交付決定を行います。

事業終了後、事業報告書に必要な書類を添えて補助金交付請求を行ってください。ただし、希望により事業実施前に補助金の交付（概算交付）を行うことができます。

VIII その他

- (1) 「市報ひがしむらやま」「東村山市ホームページ」へ事業の掲載ができます。ただし、締切り日程、紙面の都合によりご希望に添えないことがあります。
- (2) 事業を実施する際には、事業のちらし、パンフレット等に「東村山市市民提案型公益活動事業」の標記を入れてください。
- (3) 補助金の交付決定事業については、市の施設等への申込みにおいて、先行での予約ができますが、ご希望に添えない場合もあります。
- (4) 補助金の交付決定事業については、団体名、事業名称等を「東村山市ホームページ」に公開します。
- (5) 応募書類は個人情報部分を除き、原則として公開対象となります。

お問い合わせ

ご不明な点は、市民部市民協働課計画調整担当までお問い合わせください。

〒189-8501 東村山市本町1-2-3

東村山市役所本庁舎 1階 3番窓口

東村山市市民部市民協働課計画調整担当

TEL 042-393-5111 内線 2564・2565 (担当 菊地・今村)

Email kyodo@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp